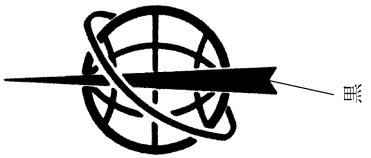
別表第四中欧州宇宙飛しょう体打ち上げロケット開発建造機関の項を次のように改める。

欧州宇宙飛しょう体打上げロケット開発建造機関	一　欧州宇宙飛しょう体打上げロケット開発建造機関 二　EUROPEAN SPACE VEHICLE LAUNCHER DEVELOPMENT ORGANISATION 三　ORGANISATION EUROPEENNE POUR LA MISE AU POINT DE LA CONSTRUCTION DE LANCEURS D'ENGINS SPATIAUX 四　C.E.C.L.E.S. 五　E.L.D.O. 六　 黒

附　則

この省令は、平成二十九年五月十日から施行する。

公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年４月10日

近畿地方整備局長　池田　豊人

１　処分をした年月日　平成28年11月１日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ウェイズ　渡邉　健司　兵庫県神戸市灘区岩屋北町４－３－16　国土交通大臣許可（特－28）第14221号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成28年11月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年４月10日

近畿地方整備局長　池田　豊人

１　処分をした年月日　平成28年11月29日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ホシノ　星野　一郎　兵庫県神戸市兵庫区新開地４－２－３　国土交通大臣許可（般－28）第8479号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（消防施設工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成28年11月29日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年４月10日

近畿地方整備局長　池田　豊人

１　処分をした年月日　平成28年12月27日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社大兼工務店　辻野　宣昭　滋賀県東近江市佐生町150　国土交通大臣許可（般特－23）第789号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成28年12月27日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年４月10日

近畿地方整備局長　池田　豊人

１　処分をした年月日　平成29年１月23日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社サンテクノス　山村　博文　大阪府大阪市中央区常盤町２－２－５　国土交通大臣許可（般－25）第25313号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（とび・土工工事業、鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成29年１月23日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年４月10日

近畿地方整備局長　池田　豊人

１　処分をした年月日　平成29年１月26日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社シンセー興建　新　誠一郎　大阪府八尾市水越４－66　国土交通大臣許可（特－25）第25321号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（左官工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、熱絶縁工事業、造園工事業、建具工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成29年１月26日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。